

令和2年5月26日

ご利用者の皆さま

すみだ障害者就労支援総合センター
所 長 野本 直洋

「緊急事態宣言」の解除に伴う対応について

日頃から、すみだ障害者就労支援総合センターの事業運営につきましては、ご支援、ご協力をたまわり、ありがとうございます。

さて、「新型コロナウイルス(COVID-19)」の感染拡大により発令された、「緊急事態宣言」が5月25日に解除されたことに伴い、東京都の「緊急事態措置」も終了となりました。

併せて、再度の感染拡大をさせないため、マスクの着用や3密を避けることなど「新しい生活様式」の定着を図るためのロードマップ(工程表)が示されました。

つきましては、新しい生活様式定着の趣旨を踏まえ、本日からはしばらくの期間、当センターの利用について下記のとおりとさせていただきます。

また、状況により事業運営の変更等が生じる場合がございますが、その場合は、当センターのホームページ又は区のホームページ等でお知らせいたします。

利用者の皆さまに置かれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、感染防止の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 開所時間について

月曜日から土曜日の9時から20時まで

ただし、来所しての相談等は事前に電話で予約してください。

2 相談・訓練等

(1) 総合相談室

通常どおり実施します。ただし、来所しての相談等は事前に電話で予約してください。

(2) 生活支援「あつたまるん すみだ」

通常どおり実施します。ただし、来所しての相談等は事前に電話で予約してください。

(3) 就労移行・定着支援「ゆめたまご すみだ」

ア 就労移行支援

密閉・密集・密接が重ならないよう内容を工夫して実施します。

イ 就労定着支援

通常どおり実施します。

(4) 手話通訳等派遣事務所

通訳者の派遣依頼及び生活支援を通常どおりお受けします。

すみだ障害者就労支援総合センター

電話 5600 - 2004